

〔研究ノート〕

相続をめぐる所得課税について

今 村 修

1 はじめに

相続即ち人間の死をめぐる所得税と相続税の相互関係は、法文上必ずしも明確に規定されていない。わずかに所得税法第9条【非課税所得】に「次に掲げる所得については、所得税を課さない。一～一四（略）十五 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三条）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」とあるだけである。

本稿では、相続をめぐる所得課税即ち所得税と相続税の相互関係について検討する。議論の展開としては、課税理論上の（あるべき）姿を提示し〔2〕、次いで現行の関連法令を示し〔3〕、実務上これがどのように執行されているかを通達等に言及しながら明らかにする〔4〕。そして最後に、ささやかな提言を行う〔5〕という構成をとる⁽¹⁾。

2 相続をめぐる所得課税の理論

ここでは、相続をめぐる所得課税について課税理論上のあるべき姿を提示する。理論的には、次のようになる。

- (1) 被相続人は相続開始時までの所得について課税される。
これを本稿では、「被相続人の所得税」と呼ぶことにする。
- (2) 相続人は、相続により取得した財産について相続税を課税される。（この場合(1)の所得税は相続財産全体（の価額）から控除される⁽²⁾べきである。）
これを、「相続人の相続税」と呼ぶことにする。
- (3) 相続人は爾後の所得について課税される。
これを、「相続人の所得税」と呼ぶことにする。

以上のことを敷衍すれば次の通りである。(1)は、相続開始時までの間に発生した被相続人に帰属する所得について所得税が課されるべきことを述べている。(2)は、相続による財産の取得は、取得者（相続人）に対してその財産について相続税が課される（遺産取得主義の相続税）ということ述べたものである。相続による財産の取得即ち財産の移転は、

- (1) 本稿では、「相続をめぐる所得課税」について論じるが、財産の無償取得という点では「贈与」も相続と同じであるが、ここでは「相続」のみを取り上げる。本質的には同じであり、「贈与」についてまで言及するのは煩瑣であるからである。また、死亡を基因として財産を取得するのは、相続の場合だけでなく、遺贈や特別縁故者の場合もあるが、これも上記と同じ理由により触れないことにする。
- (2) 所得税が控除されるのは、相続財産の総額（全体）からであって、その所得税を課された財産そのものから控除されるのではない。所得税は、所得税の課された財産（の中）から支払われるわけではないからである。所得は、あくまで租税負担を計算する場合の基準（目盛）に過ぎないからである。また、所得税額は、〈必要経費〉ではないから、(3)の爾後の所得の算定に影響しない。

相続人即ち移転を受けた者にとって（租税理論上）所得の発生であるから、（これが税目としては）相続税として課税されるとしても、その実態は所得課税であることに留意すべきである。(1)の所得税は相続開始時に既に納付されていればそれだけ相続財産が減少しており、未だ納付されていなければ、債務として相続財産（全体）から控除されるべきである。この所得税は被相続人の固有の債務即ち消極財産であるからである。

(3)は、相続税が実態として所得課税であれば、相続税の課された財産＝所得については重ねて所得税を課されないということの意味している。（文中「爾後の所得」という文言はその趣旨である。）これは相続時に相続税の課された財産＝所得には同じく相続時に所得税を課さないという趣旨ではなく、（その財産を所有し続けている限り）爾後においてもその財産自体に対して所得税を課さないという意味である。別の言い方をすれば、爾後であっても、その財産＝所得に所得税を課せば二重に課税したことになるという意味である。

3 相続をめぐる所得課税に関する現行法の規定

相続をめぐる所得課税の相互関係に関して、税法は次の3か条を設けている。

(1)の「被相続人の所得税」については、確定申告書の提出を要する所得についての所得税法第125条第1項の規定並びに山林所得又は譲渡所得の基因となる資産のキャピタル・ゲインについての所得税法第59条及び第60条の規定である。

所得税法第125条第1項【年の途中で死亡した場合の確定申告】はストレートに、暦年分（1年分）の所得について確定申告書の提出を要する場合を準用して、年の途中で死亡した場合の確定申告書について規定している。

所得税法第59条及び第60条は、山林所得又は譲渡所得の基因となる資産についての「被相続人の所得税」に対する課税の規定である。これらの資産キャピタル・ゲインについての課税（繰延）規定である。

(2)の「相続人の相続税」については、相続税法に規定されている。特に第1条の3は「次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。一 相続又は遺贈（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの 二～四（略）」とこの条文は相続税の納税義務者の規定であると同時に相続税の課税物件（財産＝所得）の規定ともなっている。また、被相続人の所得税の相続財産（の価額）からの控除については相続税法第14条第2項に規定されている。「…被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額のほか、被相続人に係る所得税…」として、相続開始時において未だ確定していなくとも発生・成立していれば、被相続人に係る所得税は相続財産全体（の価額）から控除できるとしている。

(3)の「相続人の所得税」については、所得税法に規定されている⁽³⁾。この中で特に第9条は相続をめぐる所得課税の相互関係に関して重要である。これは[1]にみたように、

(3) これは、特に相続人の取得税についての規定があるというのではなく、一般的な（者についての）所得税の規定を指している。

所得税の非課税規定であり、[2](3)にみたように、二重課税の回避を規定しているといえることができる。

以上のように、税目が異なることから法律としては所得税法と相続税法と別建の法律となっている。このような租税法体系の下で所得税と相続税との相互関係の調整を図るのは困難な点もあるが、実務上所得税と相続税との調整が行われるべきである。

この点について法令は先にみたように包括的な規定しか用意しておらず、実務は通達等に委ねられている。そこで、相続をめぐる所得課税について考察しようとする場合、通達等にまで踏み込んで検討しなければならない。この場合、所得の種類又は財産の種類別に検討すべきである。なぜなら、所得の種類又は財産の種類によって所得税の課税方式が異なるからである。

4 相続をめぐる現行の所得課税－所得種類別又は財産種類別の検討

まず、源泉課税方式の預貯金の利子及び給与所得について検討する。ついで、申告課税方式の事業所得、譲渡所得、貸付金債権、定期金について検討する。典型的には、これでほぼ網羅されていると考えられる。

① 預貯金の利子

預貯金の利子は源泉分離課税である（租税特別措置法第3条）ので、「被相続人の所得税」はこれによって完了する。ただ、前回の利子支払時期から相続開始までの間に発生しているが実現はしていない利子⁽⁴⁾については、その源泉徴収は実現時（支払時）に行われるので、預金が相続時に解約されずそのまま継続されれば実際上「相続人の所得税」として課税されることになる。なお、相続財産としての預貯金の評価額は預入額と既経過利子（発生ベース）を合計したのからその既経過利子（発生ベース）について源泉徴収されるべき所得税を控除した金額である（財産評価基本通達203）。「相続人の相続税」爾後の利子所得については、相続人の所得として課税される。「既経過利子（発生ベース）からその既経過利子（発生ベース）について源泉徴収されるべき所得税を控除した金額」については、相続税の課税対象となっているので、相続開始時点における既経過利子について相続開始後の利子と合わせて所得税の源泉徴収を受けることは二重課税とはならない。これは、もともと被相続人が負担・納付すべきものを、相続人が被相続人の負担により、納付するにすぎないからである。

② 給与所得

給与所得のうち、相続開始前に支給されたものについては、問題はない。被相続人の所得税が給与額から控除されて支給され、控除後の金額のうち相続開始までに消費されなかつ

(4) 「利子等の支払をする者は、支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収」（所得税法第181条第1項）するのであるから、発生ベースと実現ベースとの差異により被相続人の利子所得に係る所得税を相続人が納付する（この場合は、源泉徴収を受ける）ことにならざるを得ない。設例によって説明すれば次とおりである。利払期年一回12月25日の預金について、06年10月26日に相続が開始した場合、これが解約されずに相続されれば06年12月25日に05年12月26日から06年12月25日までの利子について所得税が源泉徴収されるが、この源泉徴収される所得税には、05年12月26日から06年10月26日までの利子所得即ち被相続人に属する利子所得に係る所得税も含まれるので、被相続人に帰属する利子所得に係る所得税を相続人が被相続人に代わって納付することになる。

たものが相続財産になる。相続をめぐる所得課税として問題になるのは、給与の支給が相続開始後行われる場合である。課税理論としては、先に述べた相続開始前に支給されたものと同じように、たとい相続開始後支給が行われる場合であっても、「被相続人の所得税」として課税し、その課税後の金額即ち給与額から所得税控除後の金額を、「相続人の相続税」として課税すべきであろう。ところが、通達はこれを「被相続人の所得税」として課税しないこととしている（相続税法基本通達3-32・3-33、所得税基本通達9-17）。これは死亡した者について、死亡時にはその給与に対する具体的な請求権が生じてないことや退職手当金等のみなし退職手当金等については被相続人に対して所得税を課税しないで相続人に対して相続税のみを課税している（相続税法第3条第1項二）こととのバランスを考慮して、相続税のみを課して所得税は課さないこととすると説明されている。なお、給与所得等についてはそもそも「相続人の所得税」は発生しない。

③ 事業所得

被相続人の事業所得については、所得税法第125条第1項の規定により、相続人が確定申告を行うことになる。これにより、「被相続人の所得税」は課されることになる。

事業用の資産等については、財産評価基本通達により定められた評価方法により評価され、相続税が課される。（「相続人の相続税」）

相続開始後（爾後）の事業所得については、その事業の承継者（相続人）に対して、課税される。（「相続人の所得税」）

事業所得及び事業用の資産等⁽⁵⁾については、このように、過不足なく課税されることになる。

④ 譲渡所得

山林所得又は譲渡所得の基因となる資産、例えば土地について述べれば次の課税関係が生じる。被相続人から相続人への相続（譲渡）に係る譲渡所得に対する課税については、「資産の譲渡があったものとみな」（所得税法第59条第1項）されずに、相続人が「引き続き、これを所有していたものとみな」（所得税法第59条第1項）され、被相続人の取得時期及び取得価額を引き継ぐことになる。即ち、「被相続人の（譲渡所得に対する）所得税」は、「相続人の（譲渡所得に対する）所得税」と併せて相続人に課税される⁽⁶⁾。「相続人の相続税」については、財産評価基本通達により定められた評価方法により評価され、相続

(5) 例えば、建物を例にとると、相続開始前は、被相続人の事業資産としてその減価償却費が被相続人の収入金と対応することになる。相続人の事業開始時点（相続開始時）において、相続財産としてその相続税評価額が相続税の課税対象となる。そして、事業資産として、その減価償却費が相続人の収入金と対応することになる。

(6) ここでは、元物自体の価額の変化による所得（キャピタル・ゲイン）が議論されているが、その果実部分即ち地代等は、別の所得として捉えられる。（次のなお書き部分で触れている。）

(7) 財産評価基本通達による土地の評価額即ち相続税評価額は、周知のように、評価の安全性をみて通常の取引価額よりも低い。このことは、相続をめぐる所得課税にどのような影響を与えるかについていえば、それは相続税に対してのみ影響を与えるといえる。設例によって説明を試みよう。[設例] 被相続人の取得価額100、相続開始時の取引価額150、相続開始時の相続税評価額120、相続人による売却価額190、譲渡費用0 この場合、所得税法第59条及び60条により、この土地に係る譲渡所得は、相続人に対して譲渡所得90（=190-100）について、所得税が課される。このように相続税評価額は相続税のみに関係する。したがって、相続税評価額が通常の取引価額よりも低く評価されていても、それは相続税課税（政策）上の、そしてそのみの問題であるということが出来る。

税が課される⁽⁷⁾。なお、その土地を貸し付けている場合の地代収入いわゆる果実については、相続開始前までの分については被相続人に対して、その以後の分については相続人に対して所得税が課される。

建物の場合についても、これと変わらない。土地の場合と異なる点は減価償却（費）であるが、建物が自宅であれば、いわゆる帰属家賃⁽⁸⁾に対応する費用として、貸家であればその家賃収入に対応する必要経費として捉えられる。

ところで、ここで問題となるのは、例え土地の価額が「財産評価基本通達」による評価額であっても、評価額はその土地が将来生むところの収益が還元された価値（収益還元価値）ではないか、そうであれば二重課税の可能性が否定できないのではないかという点である。この点を具体的に説明すれば次のとおりである。土地を収益還元価値で評価すれば、土地の価額は、年々の収益を利子率で還元した（割った）ものの合計になる。年々の予想収益を r 、現行利子率を i とすれば土地の価額は $\sum \frac{r}{i}$ である。土地には磨耗も減価償却もなく、収益は永久に続くものと想定されるから、上記の式は $\frac{r}{i}$ となる。これが土地の価額として相続税が課される。ところが、この土地から毎年収益 r が発生し、この r に対して所得税が課される。この r に対する所得税の課税が土地の価額 $\frac{r}{i}$ に対する相続税の課税と二重課税になるのではないかというのである。

これについては、次のように考えることができる。 r の実現の時ににおけるその土地の価額は、収益還元価値により評価すれば相続開始時と同じく $\frac{r}{i}$ である⁽⁹⁾。このように、土地の価額そのものは変わらない。しかしながら、 r の実現の時には r だけ純資産が増加しており、この増加分に課税するのであるから二重課税には当たらない⁽¹⁰⁾。別の言い方をすれば、土地の評価額は r の実際の発生（実現）には影響されない。即ち r が実際に発生したからといって土地の評価額がそれだけ減額されるものではない。

二重課税を主張する者においては、経済理論上の所得が想定されているようであるが、租税理論上の所得とは同じではない。包括所得概念を採る租税理論上の所得は、純資産増加はどんな原因・理由であれ所得の発生・実現であり、利子（の一部）がそうであるように時間価値であっても租税理論上の所得には変わりない。土地に関して、ある価額の土地を相続で取得すれば、その時点その価額で所得課税（相続税）を行い、他日この土地の起点となった価額（取得価額）よりも、その価額が上昇（下降）すればその上昇（下降）分を所得（損失）として課税する⁽¹¹⁾というのが基本である。即ち、その土地に関して元本＝土地の課税関係と果実＝地代の課税関係は区分して捉えられるべきなのである。

(8) 帰属所得については、現行制度上、課税されていない。

(9) ここでは、議論を分かりやすくするため r や i が一定であるとして議論が展開されている。 r や i に、変化があった場合でも結論は同じである。そのときの土地の評価額と取得価額との差額は、課税理論上キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとして認識されるべきであるが、実際はその譲渡時に譲渡価額と取得価額の差額がキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとして課税又は控除される。即ち、元本＝土地自体の価額の up down による課税関係とその果実＝地代の課税関係とは切り離されているのである。

(10) 例えば、土地の評価方式が時の経過とともに r の実際の発生分だけ減価するという仕組みであれば二重課税が生じることも考えられるが、そのような評価方式はあり得ない。

(11) 現行制度の下では、価額の上昇・下降はその都度課税されずに、譲渡時に課税される仕組みである。

⑤ 貸付金債権

貸付金債権の利息は、所得税法第125条第1項によって申告されることになる。ただし、これは相続開始時現在において既に収入すべき期限が到来しているものに限られる。この分については、被相続人に対して所得税が課されることになる。相続人に対して、貸付金債権について相続税が課される。その評価は「①貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額②貸付金債権等に係る利息の価額は、課税時期現在の既経過利息⁽¹²⁾（発生ベース）として支払いを受けるべき金額」（財産評価基本通達204）とされている。相続人に対しては相続開始後発生する利息に所得税が課されるが、この場合、相続開始時現在の既経過ではあるが未だ収入すべき期限が到来していない利息については、實際上、相続人に対して課されることになろう。これは理論的には被相続人に帰属する所得であるが、課税技術上被相続人に課税するのは困難であるので、相続人に課税することとされているのであろう。（ただし、この場合所得税法第59条及び第60条のような明文の規定はない。）

ここでは二重課税の問題が生じる。相続人の相続税に関して貸付金債権等が既経過利息を含めて評価・課税されることからこの既経過利息について相続開始後の利息と合わせて、後日その利息受取（実現）時に課税されることになれば、この既経過利息の一部（所得税額分）について相続人は二重の課税を受けることになる。

⑥ 定期金

定期金については、幾つかのケースが考えられるが、ここでは相続税課税の発生するケースについて考察する。

a) 給付事由発生前に掛金又は保険料の負担者が死亡した場合について考察する。この場合、負担者が被相続人で契約者が相続人とする。課税理論上は i) 掛金又は保険料の負担者（被相続人）に対して相続開始（死亡）時点における定期金に関する権利の評価額と掛金又は保険料の差額を被相続人の所得として課税すべきであろう。ii) そして、相続人に対して定期金に関する権利の評価額が相続税の課税対象となる。iii) 相続人が定期金受取人であれば、その受け取る定期金の金額が ii) の評価額を超える金額を相続人の所得として課税するべきであろう。

ところが、実務では i) については課税されていないようである。ii) については定期金に関する権利の評価額について相続税が課されている。（課税理論と同様の課税である。）iii) については定期金の受取時において受取金額から掛金又は保険料の総額を控除されたものが相続人の所得として課税されているようである。この iii) の課税の仕組みは、④「譲渡所得」の場合と同じであり、課税理論上の被相続人の所得を相続人の所得として課税していることになる。

b) 給付事由が発生し、保証期間付定期金の受取人（被相続人）が死亡した場合について考察する。i) 定期金の受取金額と保証期間付定期金に関する権利から掛金又は保険料の総額を控除されたものが被相続人の所得として課税される。ii) そして、その所得税控除後の定期金と保証期間付定期金に関する権利が相続財産として課税される。iii) 相続人が、相続開始時の保証期間付定期金に関する権利の評価額を超える金額を受け取った場合には、その超える金額を相続人の所得として課税するべきであろう。

ところが、実務では i) 及び ii) については、ほぼこのような課税が行われている。

(12) 預貯金の利子の場合とは異なり既経過利息に係る所得税は控除されない点に注目されたい。

(相続税法第3条第1項五)。問題はiii)の局面である。相続人が爾後に受け取る金額に対して全額課税されているのであれば、二重課税の可能性がある。先に述べたように、相続人に対する所得税は相続人が受け取る定期金の受取総額が保証期間付定期金に関する権利の評価額を超える金額についてのみ課税されるべきであろう⁽¹³⁾。このような課税は、所得税基本通達9-18(年金給付の総額に代えて支払われる一時金)「死亡を給付事由とする所得税法施行令第3項《生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する生命保険契約等の給付事由が発生した場合で当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金はその死亡をした者によって負担されたものであるときにおいて、当該生命保険契約等に基づく年金の受給資格者が当該年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金の支払を受けたときは、当該一時金については課税しないものとする。」の扱いとのバランスという点からしても妥当であろう。

5 結論及び提言

所得税(被相続人)→相続税(相続人)→所得税(相続人)と連続した所得課税の中の重複課税は、貸付金債権の既経過利息及び定期金の一部のケースを除いて回避されているといえる。貸付金債権の既経過利息のケースはともかくとして定期金の一部のケース即ち、定期金の受取人死亡の場合には、一時金で受け取る場合とのバランス上からも一定の措置を講じるべきであろう⁽¹⁴⁾。(相続をめぐる所得課税について付言しておくべきことは、課税価格の合計額が基礎控除額以下の場合の相続税の課されない財産=所得について、どう考えるべきかという問題である。このような場合には、事実上相続人の相続税と所得税の重複の問題自体が存在しないのであるから、考慮する必要はないと考える。基礎控除額を超える場合であっても、なんらかの調整が必要であろう。この調整に当たって考慮すべきことは高額(最低5,000万円)の基礎控除額と所得税に比して相対的に低い相続税の税率である。)

課税理論としては被相続人の所得として課税されるべきものが、相続人の所得として課税されている。(これには所得税法第59条及び第60条のような明文の規定のあるものもあれば、明文の規定のないものもある。)この点、課税理論からすれば必ずしも正しいとは考えられないが、現行所得税法のフレームワークの中で、相続をめぐる被相続人の所得税の課税についてのみ発生ベースの課税という特別な規定を設けることは却って制度の必要以上に複雑にするので現行の課税制度は容認できる。また、被相続人の所得として課税されるべきものが、相続人の所得として課税されている点についても、さほど不公平であるとは考えられない。

(13) これは利札が相続された場合と類似している。相続税は将来の利息の課税時点における現在価値で相続税が課されるべきであろう。一方、利息を受け取る時点においては受け取る利息全額ではなく、相続税を課された部分を控除した残額のみが課されるべきであろう。この残額は、実質的には時間価値である。

(14) この場合、税利上の措置に加えて執行上の長期にわたる管理が必要とされる。